

西多摩医師会

在宅安心サポート事業 について

当事業は、東京都在宅医療推進強化事業を利用しています。

在宅医療推進強化事業

【目的】

地域における在宅療養体制の確保に向けたこれまでの区市町村を主体とした取組に加え、コロナ禍における都医師会及び地区医師会における在宅療養患者等への支援・取組をレガシーとして、更なる在宅医療の推進を図ることを目的とする。

(1) 地域における24時間診療体制の構築の推進 〔予算〕1.8億円

〇区市町村が実施する既存の在宅療養推進の取組に加え、地区医師会を主体とした以下の取組を都が支援することにより、地域における在宅医療体制の構築を推進する。

〔取組例〕

- ・夜間緊急時対応を行う往診対応医療機関を活用した24時間診療体制の構築
- ・夜間帯に医師と訪問看護等の多職種との連絡調整を担う窓口の設置・運営
- ・在宅医療に取り組む地域のかかりつけ医が連携した24時間診療体制の確保など

〔事業スキーム〕

- ・都→地区医師会への補助事業
- ・1地区医師会あたり1千万円(10/10)×12地区程度、3年間

〇さらに、医療DXを推進する観点から、デジタル技術を活用した取組については、補助上限額を加算する。

〔取組例〕

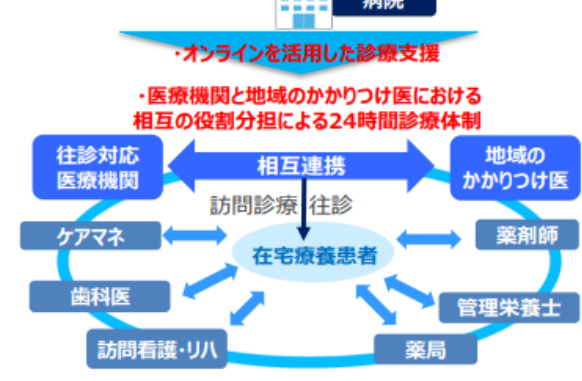
- ・デジタル技術を活用した継続的な健康観察により、迅速に病状変化を察知
- ・オンライン診療やオンライン健康相談に関する仕組みやルールの整備など

〔補助上限額〕

- ・1地区医師会あたり1千万円(10/10)を加算(6地区程度)

2

【イメージ図】



(2) オンラインを活用した病診連携の推進

〔予算〕2千万円

〇かかりつけ医が病院の専門医から、疾患等に関する専門的な診断・助言等の支援を受けるための機器を整備し、病診連携を推進する。

〔取組例〕

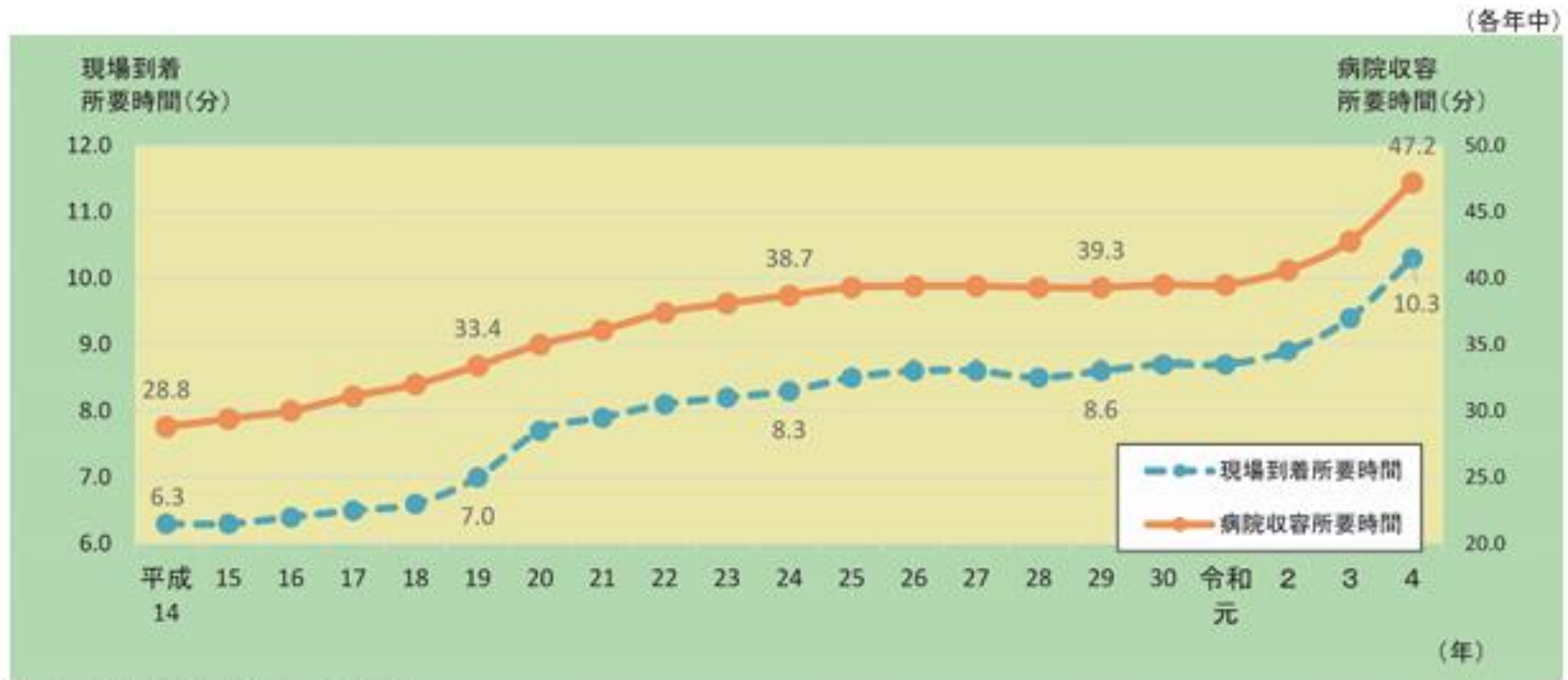
- ・患者宅から高精細な画像や映像を送信する機器や患者宅における診察風景を共有する機器の整備など

〔事業スキーム〕

- ・在宅療養支援病院、地域医療支援病院、在宅療養後方支援病院等への補助(都医師会からの推薦病院とのモデル事業)
- ・1病院あたり500万円×4病院

在宅高齢者の増加により高齢者救急パンデミックが起きると予想されています。 救急自動車到着・搬送時間は年々延長しています。

第 2-5-3 図 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成 22 年及び平成 23 年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

高齢者救急の特徴

慢性疾患の再発であることが多く、時間的に余裕のある場合も多い。

医療ニーズではなく、介護ニーズの救急状態であることも多い。

重篤感はないが、歩いて受診に行かれないので救急要請など

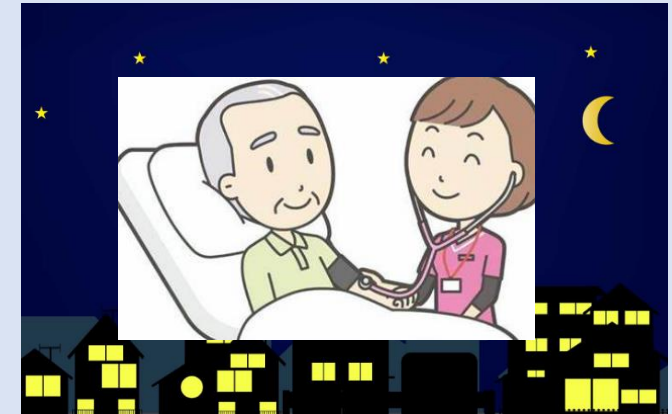
延命治療を希望しないなどの、事前意思があっても、不安なので救急要請することもある

訪問看護の対応で不安や問題が解決されることは多い。

かかりつけ医と訪問看護

かかりつけ医に求められている機能

- (1) 外来医療の提供（幅広いプライマリケア等）
- (2) 休日・夜間の対応
- (3) 入退院時の支援
- (4) 在宅医療の提供
- (5) 介護サービス等との連携
などが求められています。



状態変化は24時間365日いつでも起きます。

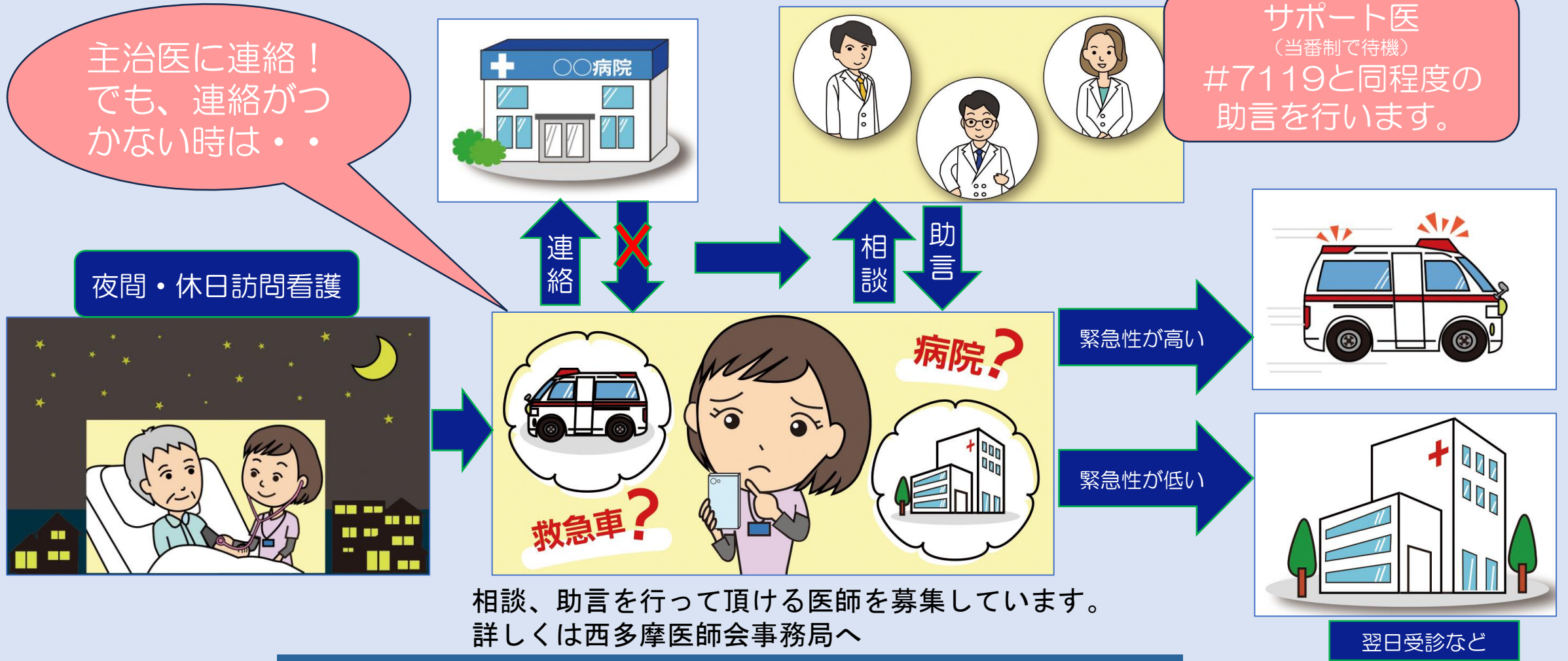
医師一人でできることは限られています。

外来対応できる平日日中はごくわずか。夜間休日の方が圧倒的に時間が長い。

夜間休日に対応してくれるのは訪問看護です。

訪問看護師は、訪問先で判断に迷うことがあります。
相談できる医師が必要です。

西多摩在宅安心サポート事業



相談、助言を行って頂ける医師を募集しています。
詳しくは西多摩医師会事務局へ

ご協力 宜しくお願い致します。

西多摩在宅安心サポート事業

本事業の目的

西多摩地域で在宅療養をされている方に、訪問看護と医療が連携することにより在宅療養生活の安心と安定を提供する。在宅療養中、医療的に不安を感じた際、訪問看護に気軽に相談できることで在宅療養を円滑に支え、また訪問看護師が医師に気軽に相談できる体制を整えることにより、在宅療養者の不安を軽減し、救急医療、地域医療の逼迫を回避することを目的としている。

参加方法 西多摩医師会に連絡し登録

参加資格

西多摩医師会員

西多摩で営業する訪問看護ステーション

参加医師、参加事業所の代表者は原則月1回行われる在宅医療推進強化事業会議に参加

電話番号登録

医師：待機時に連絡のとれる電話番号を登録

訪問看護St.：緊急連絡に使用する電話番号を登録

相談可能な時間

平日18:00～08:00

休日08:00～08:00

サポート医師は当番表に基づき待機を行う。

相談の連絡があった場合には、可能な範囲で助言を行う。

当番医師が何らかの事情で対応できなかった場合には、当番表の次の順番の医師が補佐役として対応する。

(訪問看護師が、患者宅に訪問中の僅かな時間に対応しなければならず、当番であっても対応できない場合も予想されます。

当番医師に過剰な負担が掛からないよう、互助の精神で参加をお願い致します。)

訪問看護師

相談が必要な時は、サポート医当番表に基づき当番医に連絡。

電話が繋がらなかった場合には、留守番電話又はSNSにメッセージを残す。

一定時間反応がない場合には、当番表に記載された次の医師に連絡することができる。

相談内容

看護：訪問時に救急搬送するかどうか、など判断に困った場合。

医師：#7119程度の助言。

診療行為はできない。